第４章　前期基本計画

第１節　前期基本計画について

基本構想で示したまちづくりの政策（基本方針）の実現に向けて、多彩な取組みを展開していきますが、前期基本計画では、その計画期間（平成23年から平成27年まで）の5年間の中で、取り組む施策の内容を示します。

第２節　まちづくりにおける全庁横断課題

(1)　全庁横断課題とは

全庁横断課題とは、本市の目標将来像である**「大地の恵みを　人が奏（かな）でる　だれやめの郷（さと）～交流と協働で創る　風味あるまち・むら文化～」**の実現に向け、庁内全組織において横断的に取り組むべき最重要課題のことをいいます。

本市の目標将来像を実現するためには、高齢化や人口減少がさらに進行すると予想される中で、本市に住んでいる人が、安全安心に暮らし続けることができ、このことにより、市外の移住希望者が本市に住みたいと感じるまちづくりを進めることが重要であることから、**「安全安心・定住の推進」**を全庁横断課題として設定し、本課題の解決に向けた取組みを積極的に推進します。

【用語の定義】

○「安全」
- 社会基盤が整備され、安心して生活できる

○「安心」
- すべての人が住み慣れた地域で生活できる
- 子育て中の世帯が不安なく子育てできる
- 働く場所が確保されている
- 医療体制が確保されている

○「定住」
- 伊佐市に住んでいる人が、支え合い協働して、これからも住み続ける
- 伊佐市外の人が移り住む

(2)　重点施策について

本市では、総合振興計画前期基本計画の体系に基づく28施策について、計画策定に併せて、施策の優先度評価（成果水準を時系列比較、近隣他市比較、住民期待水準で数値化し、その結果を基に全ての施策について、全庁横断課題である「安全安心・定住の推進」の課題解決への貢献期待度から評価）を行い、その結果に基づき、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた施策を重点施策として設定しています。

前期基本計画期間（平成23～27年）における重点施策は以下の４施策です。

「☆市民協働の体制づくり」
「☆雇用対策の促進」
「☆道路・公共交通体系の整備」
「☆地域福祉の体制づくり」

第３節　施策の体系図

★重点施策

目標将来像	政策（基本方針）	施　策　名
大地の恵みを　人が奏(かな)でる　だれやめの郷(さと)　～交流と協働で創る　風味あるまち・むら文化～	1　市民だれもが活躍できる自治づくり	★1 市民協働の体制づくり
		2 人々が尊重しあう地域社会の実現
		3 行政情報の提供・共有の促進
		4 時流にあった行財政運営
	2　伊佐の特性を活かす地域産業づくり	5 農林業の振興
		6 商工業の振興
		7 新たな体制づくりとブランド化の推進
		8 観光・交流の振興
		★9 雇用対策の促進
	3　自然と調和した快適な生活空間づくり	10 豊かな自然環境と生活環境の保全
		11 暮らしやすい住環境づくり
		★12 道路・公共交通体系の整備
		13 防災体制の充実
		14 交通安全の確保と犯罪のないまちづくり
		15 廃棄物の減量とリサイクルの推進
		16 良質な水の安定供給
	4　ともに支えあう明るく元気な人づくり	17 自主的な健康づくり
		18 医療体制の充実
		19 子どもを産み育てやすい環境の充実
		20 高齢者の自立と生活支援
		21 障がい者の社会参画と自立の推進
		★22 地域福祉の体制づくり
		23 生活困窮者の自立支援
	5　地域と学び未来に生かす人づくり	24 学校教育の充実
		25 青少年の健全育成
		26 歴史・伝統文化の継承と活用
		27 生涯学習や文化芸術の振興
		28 スポーツの推進

第４節　基本計画の考え方

(1)　施策の目的

基本計画では、すべての施策について行政評価の視点を取り入れ、施策の目的（何をどのような状態にするのか）を明確にするため、「対象」と「意図」を設定しています。

対象	この施策によって、働きかける相手（何？・誰？）
意図	対象をどのような状態にするのか、対象がどのような状態になればよいのかを表します

(2)　現状

施策について、本市の特徴や現在の状況を記載しています。

(3)　今後の状況変化

施策を取り巻く状況は、今後どのように変化するかの予想を表します。

(4)　課題

基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないかを示しています。

(5)　施策の方針

基本計画期間内の施策の方針を示します。

(6)　目的の達成度をあらわす指標（成果指標）とその目標値

成果指標は、施策の目的がどれだけ達成できたのかを測るためのものさしです。現状と課題を認識したうえで、基本計画期間内の成り行き値と目標値を示しています。

・成り行き値：現状に何も策を加えずに、自然な状態で推移した場合の値を予測したものです。
・目標値：施策を講じることで、目標年度までにめざす具体的な数値目標を明らかにしたものです。

(7)　目標設定の考え方

成り行き値と比較しながら、目標年度の目標値がどのように推移するかの根拠を示したものです。

(8)　目標達成に向けた基本的取組

基本計画期間内の施策の基本的な取組みを示します。

(9)　協働による市民と行政の役割分担

目標値を達成するためには、市（行政）の取組みだけでは限りがあります。市民の自主的な活動や地域・事業者等の取組みと自助・共助・公助の考え方に基づき、それぞれの役割分担を明確にしています。

(10)　全庁横断課題との関連

重点施策と全庁横断課題（安全安心・定住の推進）との関連で求められる取組みは何か、何が重要となるかを表現しています。